

京都市空き家等の活用，適正管理等に関する条例（以下「条例」という。）第16条において準用する空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき，平成28年6月13日付け京都市達都ま第1号により以下のとおり命令しましたので，条例第16条において準用する法第14条第1項の規定に基づき，公示します。

平成28年6月13日

京都市長 門川 大作

1 命令を受けた者の氏名及び住所

(1) 氏名

時長 利夫

(2) 住所

京都市山科区東野南井ノ上町13番地の35

※ 登記記録による。

2 空き家の所在地

京都市山科区東野南井ノ上町13番35

3 管理不全状態の内容

当該空き家は，屋根の一部が崩落し，外壁も多くの部分が崩壊しているため，倒壊や強風による飛散などにより周辺住民に危害を及ぼすおそれが高い状態にある。したがって，当該空き家は条例第2条第2号に規定する「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態」の「特定空き家等」に該当すると認められる。

4 命令の内容

平成28年7月12日までに，上記2の空き家（基礎を除く。）の除却又はこれに相当する修繕を実施すること。

（都市計画局まち再生・創造推進室）